



## ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～

「男女共同参画社会基本法」が制定されてから、20年が経過しました。

この間、急速な少子高齢化や人口減少社会が進行する中、様々な場面における男女格差を解消するため、各種法律の改正や制定が行われてきました。そして、社会のあらゆる分野へ女性が進出し、活躍できる環境整備が求められており、ますます男女平等社会の実現は重要な位置づけとなっています。

本市では、平成15年に制定した「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、平成28年度からの10年間を計画期間とする「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、各種施策を計画的に推進してまいりました。

また、平成25年1月に開所したそれいゆぷらざ（女性センター）は、男女平等施策を総合的に推進する拠点施設としての役割を担っており、令和4年度に10年を迎えることになります。

このたび、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画前期基本計画」が令和2年度で終了することから、令和元年度に実施した市民意識調査や事業所アンケートによる市民の意識や生活状況、また、社会情勢の変化やこれまでの成果などを基に、令和3年度からの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

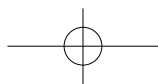
市民一人一人が性別に関わりなく、誰もが尊重され、認められることが重要であり、個性や能力が発揮できる社会をめざして、更なる取組を進めてまいります。

引き続き「ひと男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」を合言葉として、「男女平等の意識づくり」と「男女平等が実感できる生活の実現」を重点課題とし、「第2次朝霞市DV防止基本計画」、「朝霞市女性活躍推進計画」としても位置づけることにより、男女平等施策を総合的、計画的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました朝霞市男女平等推進審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民や事業所の皆様、また、関係者の皆様から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

朝霞市長 **富岡 勝則**



# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	1
1 計画策定の目的.....	2
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の構成・期間.....	3
4 めざす姿.....	4
5 重点課題.....	6
6 施策目標.....	7
7 第2次朝霞市DV防止基本計画.....	8
8 朝霞市女性活躍推進計画.....	10
9 施策の体系.....	12
10 本計画とSDGs <small>エスディー・ジーズ</small> .....	13
<b>第2章 朝霞市の現状と取組</b> .....	15
1 朝霞市の現状.....	16
2 現在までの取組.....	27
<b>第3章 基本計画</b> .....	31
1 男女平等の意識の浸透.....	32
1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案.....	32
1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発.....	34
2 自己実現へ向けた学習機会の充実.....	36
2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供.....	36
2-2 能力の開発と活動の支援.....	38
3 多様性の尊重と理解促進.....	40
3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進.....	40
3-2 性的指向・性自認（SOGI）等に配慮した啓発の推進.....	42
4 異性間やパートナーからの暴力の根絶.....	44
4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止.....	44
4-2 相談体制の充実.....	46
4-3 関係機関等との連携強化.....	48
5 女性の職業生活における活躍の推進.....	50
5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進.....	50
6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進.....	52
6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援.....	52
6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進.....	54

## 第4章 計画の推進 57

1 総合的な推進体制	58
2 それいゆぷらざ（女性センター）による男女平等の推進	59
3 市民・関係機関との連携	59
4 進行管理	59
5 指標・数値目標一覧表	60
6 男女平等・共同参画のためのポジティブ・アクション	61

## 資料 63

1 計画策定の経過	64
2 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿	65
3 法令	66
● 男女共同参画社会基本法	66
● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	70
● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	78
● 埼玉県男女共同参画推進条例	86
● 朝霞市男女平等推進条例	89
4 男女共同参画関連年表	93
5 用語解説	100

◆本文中で\*印のついた用語は、資料「5 用語解説」において詳細に説明しています。なお、対象となる用語の名称からは文頭の「朝霞市」を除いています。また、用語の初出ページもしくはその周辺のページの下段にも解説を掲載しています。

◆本計画に掲載している「令和元年度朝霞市男女平等に関する事業所アンケート結果報告書」と「令和元年度朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書」のグラフについては、回答比率（%）の小数点以下第2位を四捨五入しているため、回答比率の合計が100%にならないことがあります。